

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 9 月 2 日

月 曜 日

号 外

目 次

告 示

○定置漁業及び区画漁業の免許	1
○漁具の標識の設置を必要とする定置漁業の指定	8

告 示

富山県告示第371号

定置漁業及び区画漁業の免許について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第10条の規定により、平成25年 9 月 1 日付けをもって次のとおり定置漁業及び区画漁業を免許したので公示する。

平成25年 9 月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 定置漁業

免許番号 (公示番号)	漁業権者の住所、氏名又は名称	制限又は条件
定第1号	魚津市経田西町10番 105号 代表者 浜田清人	なし
定第2号	魚津市経田西町10番 105号 代表者 浜田清人	なし
定第3号	下新川郡朝日町宮崎3251番地 宮崎定置漁業有限会社	なし
定第4号	下新川郡入善町吉原4733番地1 有限会社 目合又大謀網	なし
定第5号	下新川郡入善町吉原4733番地1 有限会社 目合又大謀網	なし
定第6号	下新川郡入善町芦崎 370番地 代表者 池田 博	なし

定第 7 号	黒部市新町37番地 代表者 大愛富美子	なし
定第 8 号	魚津市東町14番 5 号 有限会社 藤吉水産	漁業調整のため次のエ及びオの点を結ぶ 正線から北側に漁具を敷設してはならない。 エ 富山県漁場測量標（以下「測量標」 という。）第 143号から第 142号の見 透線を基準として 255度14分 685メートルの点 オ 同 257度32分 471メートルの点
定第 9 号	魚津市東町14番 5 号 有限会社 藤吉水産	なし
定第10号	魚津市東町14番 5 号 有限会社 藤吉水産	なし
定第11号	魚津市経田西町10番105号 代表者 浜田清人	なし
定第12号	魚津市東町14番 5 号 有限会社 藤吉水産	なし
定第13号	魚津市本町一丁目 2 番23号 魚津水産株式会社	なし
定第14号	魚津市本町一丁目 2 番23号 魚津水産株式会社	なし
定第15号	魚津市本町一丁目 2 番23号 魚津水産株式会社	なし
定第16号	魚津市上口二丁目16番14号 代表者 石崎平兵衛	なし
定第17号	魚津市上口二丁目16番14号 代表者 石崎平兵衛	なし
定第18号	魚津市上口二丁目16番14号 代表者 石崎平兵衛	なし
定第19号	魚津市本町一丁目 2 番23号 魚津水産株式会社	なし
定第20号	魚津市上口二丁目16番14号 代表者 石崎平兵衛	なし
定第21号	魚津市本町一丁目 2 番23号 魚津水産株式会社	なし

定第22号	魚津市本町一丁目 2 番23号 魚津水産株式会社	なし
定第23号	魚津市本町一丁目 2 番23号 魚津水産株式会社	なし
定第24号	魚津市上口二丁目16番14号 代表者 石崎平兵衛	なし
定第25号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	なし
定第26号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	なし
定第27号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	なし
定第28号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	なし
定第29号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	なし
定第30号	滑川市柴365番地 2 代表者 萩原金吉	なし
定第31号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	なし
定第32号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	なし
定第33号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	なし
定第34号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	漁業調整のため、隣接して敷設される共第 6 号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。
定第35号	滑川市柴 365番地 2 代表者 萩原金吉	(1) 漁業調整のため、隣接して敷設される共第 6 号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。 (2) 昭和57年漁期に敷設された磯垣網の末端から60メートル短縮して垣網を設置しなければならない。
定第36号	富山市水橋辻ヶ堂2654番地 代表者 小池冬美	なし

定第37号	富山市水橋辻ヶ堂2654番地 代表者 小池冬美	なし
定第38号	富山市水橋辻ヶ堂2654番地 代表者 小池冬美	なし
定第39号	富山市水橋辻ヶ堂2654番地 代表者 小池冬美	なし
定第40号	富山市岩瀬天神町 267番地 深曳漁業生産組合	なし
定第41号	富山市岩瀬天神町 267番地 深曳漁業生産組合	なし
定第42号	富山市岩瀬天神町 267番地 深曳漁業生産組合	なし
定第43号	富山市四方新92番地の7 大門漁業有限会社	なし
定第44号	富山市四方新 130番地 大垣漁業有限会社	なし
定第45号	富山市四方新 130番地 大垣漁業有限会社	なし
定第46号	富山市四方新92番地の7 大門漁業有限会社	なし
定第47号	富山市四方新92番地の7 大門漁業有限会社	漁業調整のため1月20日以降沖垣網を敷設してはならない。
定第48号	射水市港町18番16号 鷺北昭雄	なし
定第49号	射水市港町18番16号 代表者 鷺北昭雄	なし
定第50号	射水市放生津町22番1号 新徳漁業有限会社	なし
定第51号	射水市海竜町5番地 共和水産株式会社	なし
定第52号	射水市海竜町5番地 共和水産株式会社	なし
定第53号	射水市三日曾根4番3号 尾山水産有限会社	なし
定第54号	射水市中央町1番3号 大神楽漁業有限会社	(1) 漁業調整のため2月8日以降第1沖垣網並びに第2沖垣網を敷設してはならない。

		(2) 第 2 沖垣網は、235メートルを超えてはならない。
定第55号	射水市桜町 4 番14号 矢野恒宏	なし
定第56号	射水市本町一丁目 5 番11号 有限会社 野村漁業	なし
定第57号	射水市中央町21番18号 有限会社 矢野漁業	なし
定第58号	射水市放生津町21番 1 号 有限会社 昭栄漁業	なし
定第59号	射水市港町18番16号 代表者 鷺北昭雄	なし
定第60号	射水市放生津町17番10号 瀬中網漁業有限会社	なし
定第61号	射水市本町一丁目 5 番11号 有限会社 野村漁業	なし
定第62号	射水市三日曾根 4 番 3 号 尾山水産有限会社	漁業調整のため 1 月 16 日以降沖垣網を敷設してはならない。
定第63号	氷見市地藏町 5 番12号 代表者 園喜己雄	なし
定第64号	氷見市諏訪野 2 番18号 角川漁業株式会社	なし
定第65号	氷見市北大町 2 番地33号 代表者 森本太郎	なし
定第66号	氷見市北大町 2 番地33号 代表者 森本太郎	なし
定第67号	氷見市北大町 2 番33号 代表者 森本太郎	なし
定第68号	氷見市北大町 2 番地33号 代表者 森本太郎	なし
定第69号	氷見市間島 2 番39号 代表者 出村秀三	なし
定第70号	氷見市間島 2 番39号 代表者 出村秀三	なし
定第71号	氷見市間島 2 番39号 代表者 出村秀三	なし

定第72号	氷見市北大町2番地33号 代表者 森本太郎	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のオ及びビを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 オ 測量標 177-2号から第 181-2号の見透線を基準として 274度03分 4,045メートルの点 キ 同 278度26分 4,010メートルの点
定第73号	氷見市阿尾 563番地 代表者 上野八太郎	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びビを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準として 263度53分 1,718メートルの点 キ 同 246度30分 1,785メートルの点
定第74号	氷見市阿尾 563番地 代表者 上野八太郎	なし
定第75号	氷見市阿尾 563番地 代表者 上野八太郎	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びビを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として 276度52分 2,606メートルの点 キ 同 256度11分 2,616メートルの点
定第76号	氷見市大境 448番地 代表者 高野功一	なし
定第77号	氷見市阿尾 563番地 代表者 上野八太郎	なし
定第78号	氷見市阿尾 563番地 代表者 上野八太郎	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びビを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 257度55分42秒 1,803.534メートルの点 キ 同 239度16分11秒 2,224.981メートルの点

定第79号	氷見市中波 452番地 女良漁業生産組合	なし
それぞれの「漁業の名称」、「漁業の時期」、「漁場の位置」、「漁場の区域」及び「存続期間」は、平成25年4月26日富山県告示第 221号のとおり		

2 区画漁業

免許番号 (公示番号)	漁業権者の住所、氏名又は名称	制限又は条件
区第1号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第2号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第3号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第4号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第5号	魚津市漁港定坊割 魚津漁業協同組合	なし
区第6号	射水市八幡町一丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第7号	射水市八幡町一丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第8号	射水市八幡町一丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第9号	射水市八幡町一丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第10号	射水市八幡町一丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第11号	射水市八幡町一丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第12号	射水市八幡町一丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第13号	射水市八幡町一丁目1100番地 新湊漁業協同組合	なし
区第14号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし

区第15号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
区第16号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
区第17号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
区第18号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
区第19号	氷見市比美町 435番地 氷見漁業協同組合	なし
それぞれの「漁業種類」、「漁業の名称」、「漁業の時期」、「漁場の位置」、「漁場の区域」及び「存続期間」は、平成25年4月26日富山県告示第221号のとおり		

富山県告示第372号

漁具の標識の設置を必要とする定置漁業の指定について

富山県漁業調整規則（昭和39年富山県規則第61号）第54条第1項の規定により、漁具の標識の設置を必要とする定置漁業を次のとおり定め、平成25年9月2日から施行する。

漁具の標識の設置を必要とする定置漁業の指定について（平成20年富山県告示第416号）は、廃止する。

平成25年9月2日

富山県知事 石 井 隆 一

富山海区における定置漁業及び区画漁業の漁場計画について（平成25年富山県告示第221号）の公示番号定第40号（深曳）、定第41号（天神前網）、定第42号（深曳小網）、定第50号（伊喜礼三番）、定第51号（伊喜礼二番）、定第52号（酒樽）、定第53号（東三番）、定第54号（大神楽）、定第55号（黒山）、定第56号（三俵目）、定第57号（大中瀬）、定第58号（中瀬四番）、定第59号（中瀬五番）、定第60号（瀬中）、定第61号（刈又）及び定第62号（鈴島）